

# 岐阜県公報

## 目次

### 人事委員会規則

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

(同)

ページ

一

号外(六) 令和三年三月三十一日

## 人事委員会規則

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する条例施行規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「ヨ」を削り、「フ」「ク」を「シ」「ク」に改める。

別記第二号様式から別記第六号様式までの規定中「ヨ」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成十三年岐阜県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、審査請求人が記名押印し」を削り、同条第二項中「、審査請求人の記名押印に代えて当該代理人が記名押印し」を削る。

第四十二条第二項及び第四十五条第三項中「署名押印」を「署名」に改める。

第六十一条中「、次に掲げる事項を記載し」を削り、「記名押印」を「次に掲げる事項を記載」に改める。

第六十七条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

別記第一号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「印」を削る。

別記第八号様式（注を除く。）中「印」を削り、同様式注第一号中「印」を削る。を、「印」に改める。

別記第九号様式中「印」を削る。

別記第十号様式（注を除く。）中「印」を削り、同様式注第一号中「印」を削る。別記第十九号様式から別記第二十一号様式まで及び別記第二十三号様式中「印」を削る。

附則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社